

職業訓練手当の支給について

対象受検機関：商工労働部雇用推進室人材育成課、大阪障害者職業能力開発校、南大阪高等職業技術専門校

事務事業の概要	検出事項	改善を求めるもの(意見)
<p>1 職業訓練手当について</p> <p>① 職業訓練手当は「職員の給与に関する条例」第15条及び「職員の特殊勤務手当に関する条例」第17条に基づき、大阪府立高等職業技術専門校又は大阪障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員である職員が職業訓練の業務に従事した際に支給される特殊勤務手当である。</p> <p>② 職業訓練手当の支給に当たっては、「職員の特殊勤務手当に関する条例」第17条で月額算定としているものの同条例第23条（手当額の特例）及び「職員の特殊勤務手当に関する規則」第18条に基づき、対象業務に従事した日数に応じて、次の三段階で行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月に対象業務への従事が13日以上・・・給料月額額の10% ・ 1月に対象業務への従事が7から12日・・・上記の6割 ・ 1月に対象業務への従事が1から6日・・・上記の3割 <p>2 特殊勤務手当について</p> <p>① 特殊勤務手当は、地方自治法及び職員の給与に関する条例に基づき、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給されるものである。</p> <p>② 特殊勤務手当の支給については、平成21年度の見直し時の「特殊勤務手当の見直しに係る基本的な考え方」において、月額支給の手当については「原則として勤務一回、一日を単位とするように見直す。ただし、特段の理由がある場合には月額支給も可能とする」と示されている。</p> <p>その際、職業訓練手当についても見直しを検討されたが、多くの府県で月額制にしていたことなどから、現行どおり給料月額額の10%を月額支給している。</p> <p>3 職業訓練手当の支給について</p> <p>(1) 職業訓練手当の設定された経緯について</p> <p>職業訓練手当は、昭和36年6月12日付けで旧労働省職業安定局から発出された「職業訓練指導員手当の支給について」により、職業訓練指導員の地位の向上及び待遇の改善のため設けられたものである。</p>	<p>1 職業訓練手当については、支給対象となる職業訓練の業務の内容及び範囲について記されたものは左記3(2)②のみであり、具体的な基準等がないため、職業訓練とは関係のない出張や研修などの業務以外は、「なんらかの職業訓練の業務に従事している」と判断され、手当が支給されている。このため、下記のような業務に対しても支給されている。</p> <p>(1)職業訓練が行われていない日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休校及び冬季休校の日 ・ 訓練生が入校せず開校していない日 ・ 11月18日以降、就職退校で在籍者ゼロとなったため事実上終了した日以降 <p>(2)府の一般事務と変わらない業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生管理 ・ 事故対応 ・ 出欠管理 <p>(3)著しく特殊な勤務と考えにくい業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職状況の把握や企業求人情報の収集などの業務 ・ 生徒募集、選考にかかる業務 <p>(4)訓練科目を受け持っていない職業訓練指導員</p> <p>2 職業訓練手当は、職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する規則に基づき、対象となる職業訓練の業務に従事した日数に応じて支給する規定となっていることから、職業訓練手当の対象となる業務に従事したかどうかを確認すべきであるが、根拠となる各日の業務内容や指導業務の内容を具体的に記したものがない。</p>	<p>1 職員の特殊勤務手当に関する条例や職業訓練指導員手当支給要綱の趣旨、他の特殊勤務手当とのバランス等を考慮しながら、どのような業務に支給することが適切なのか検討し、職業訓練手当を支給する業務内容の基準を明文化されたい。</p> <p>2 各職業訓練指導員の各日の具体的な業務内容を記録し、承認権者がチェックできる仕組みについて検討されたい。</p> <p>3 職員の給与に関する条例第15条に規定する特殊勤務手当の支給に関する趣旨を踏まえ、対象業務に従事した日数に応じて三段階の割合に乗じて得た額を月額支給されている現行の職業訓練手当の在り方について条例所管課とともに検討されたい。</p>

(2) 職業訓練手当の支給範囲について

職業訓練手当の支給範囲に関し記載されたものとして、国の「職業訓練指導員手当支給要綱（昭和47年4月1日最終改正）」及び府の「特殊勤務手当の条例化に伴う改正点等について（平成10年12月1日施行）」の2つがある。

① 職業訓練指導員手当支給要綱（抄）（昭和47年4月1日最終改正）

- ・ 実技の訓練時間数が、所定の訓練期間中の学科及び実技の訓練時間数の訓練の1/2未満
- ・ 学科及び実技の訓練時間数と同附随する勤務の時間数の合計時間数が、所定の訓練期間中の勤務時間数等の1/2未満

のいずれかに該当するときには職業訓練手当は支給しない。

【職業訓練指導員手当支給要綱（抄）（昭和47年4月1日最終改正）】

（支給範囲）

第二 職業訓練指導員手当は、国又は都道府県が設置する公共職業訓練施設の職業訓練指導員が職業訓練に従事する場合に支給するものとする。

2 前項の職業訓練指導員手当は、次の各号の一に該当するときには支給しないものとする。

- (1) 当該職業訓練指導員が担当する実技の訓練の時間数が所定の訓練期間中にその者が担当する学科及び実技の訓練の時間数の訓練の二分の一に満たないとき。
- (2) 当該職業訓練指導員が担当する学科及び実技の訓練の時間数と当該学科及び実技の訓練の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数が所定の訓練期間中のその者の勤務時間数の二分の一に満たないとき

② 特殊勤務手当の条例化に伴う改正点等について（平成10年12月1日施行）

- ・ 職業訓練とは関係のない出張
- ・ 職員研修所研修、科目転換研修及び法定研修以外の研修
- ・ 全日、支給対象業務を行わなかった場合

のいずれかの場合、職業訓練手当は支給しない。

3 職業訓練手当は、職員の特種勤務手当に関する条例第17条及び第23条に基づき、職業訓練の業務に従事した日数に応じて支給されるものであり、職にあることにより支給されるものではないことから、現在の三段階での月額支給が合理的なものか疑問である。

【特殊勤務手当の条例化に伴う改正点等について（平成10年12月1日施行）】

（職業訓練手当について）

減額規定では、「その手当に係る業務に従事した日…」と規定されているが、職業訓練手当における「その手当に係る業務」とは、訓練業務遂行上、必要不可欠な以下の業務については、これを含めるものとする。

- ・出張（うち、職業訓練に従事するためのもの）
- ・研修（うち、「大阪府職業訓練指導員研修計画」に基づき毎年策定される「大阪府職業訓練指導員研修実施計画」のうち、「科目転換研修」「法定研修」として位置付けられた訓練業務）

上記の研修以外の研修（EX. 職員研修所研修、指導員研修のうち、上記以外の研修）については、支給対象外。また、勤務日において年休、出張、研修等により、全日、支給対象業務を行わなかった場合においても、支給対象外。

4 職業訓練手当の支給事務の実態について

- ① 職業訓練指導員は、校に出勤している日は、「特殊勤務手当の条例化に伴う改正点等について（平成10年12月1日施行）」に規定される、訓練に関わりのない会議や研修など職業訓練手当の対象とならない業務を終日行っていない日に該当するかどうかを訓練（指導）課長が確認し、該当する日があった場合はこれを控除して、職業訓練手当が支給されている。
また、宅発宅着出張など校に出勤していない日については、「特殊勤務手当の条例化に伴う改正点等について（平成10年12月1日施行）」を適用し、出張内容を当該指導員から確認して職業訓練手当の対象となるかどうかを判断している。
- ② 訓練に関わりのない会議や研修などで職業訓練手当の対象となる業務を全日行っていないかどうかの確認は、訓練（指導）課長が、通常の管理業務のなかで行っており、当該記録は月末に職業訓練指導員全員の月間の出勤一覧を印刷し、これを残している。また、手当は、この記録で職業訓練手当の対象となる日を確認したうえで支給している。
- ③ 職業訓練手当の支給の対象となる職業訓練の業務は、「教科指導」、「生活指導」及び「職業指導」とこれに付随する業務としている。

【職業訓練指導員の業務について】

教科指導	職業訓練に係る業務、科目運営に係る業務（訓練に使用する教材等の選定及び購入、訓練危機等の管理、他）、テクノ講座に係る業務 他
生活指導	生徒からの相談対応、生徒指導、生徒の困りごとに関する社会資源等の情報提供や誘導 他
職業指導	就職指導に関する業務で、課題のある生徒のハローワークや面接の同行、企業求人情報の収集、求人開拓、就労支援会議の開催 他
その他	生徒募集、選考に関する業務 訓練生の教科指導及び生活指導など指導全般に関わる会議及び研修 他

5 職業訓練手当の支給状況（支給総額、支給延べ人数）について

①大阪障害者職業能力開発校

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給総額	10,704,918円	10,138,062円	9,187,468円	8,144,452円	8,743,674円
13日以上	312人 (100%)	304人 (99.3%)	259人 (98.1%)	224人 (98.6%)	236人 (98.7%)
7から12日	0人	1人	5人	3人	1人
1から6日	0人	1人	0人	0人	2人

②南大阪高等職業技術専門校

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給総額	8,309,846円	8,639,832円	8,136,318円	8,149,276円	8,165,553円
13日以上	240人 (99.2%)	276人 (100%)	263人 (98.1%)	254人 (98.5%)	243人 (97.2%)
7から12日	2人	0人	5人	4人	4人
1から6日	0人	0人	0人	0人	3人

6 職業訓練手当の支給に関する他府県の状況（平成21年度調査）

(1) 特殊勤務手当		
① 日額支給	4 都府県 (東京都、京都府、愛媛県、熊本県)	790～1,200円
② 月額支給（定率）	20 県 (神奈川県、愛知県、奈良県、広島県 他)	5%～10%
③ 月額支給（定額）	8 道県 (北海道、宮城県、滋賀県、長崎県 他)	18,900～34,000円
(2) 調整額による月額支給 ※	11 県 (埼玉県、千葉県、和歌山県、福岡県 他)	
(3) 職業訓練手当なし	3 県 (長野県、岐阜県、鳥取県)	

※調整額…当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて決められた調整基本額に調整数（他県の状況：1～2）を乗じて得た額

措置の内容

大阪府立高等職業技術専門校及び大阪障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員に支給されていた職業訓練手当の在り方について、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）及び職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年大阪府条例第41号）の所管課とともに検討したところ、職業訓練指導員の業務は、業務の特殊性が恒常化していることから、令和3年度から給料の調整額を定めることとなり、特殊勤務手当としての職業訓練手当は廃止された。